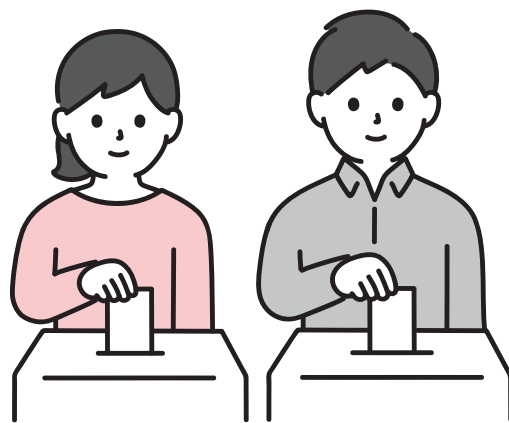


令和7年7月27日 大治町長選挙



投票

- 告示日 7月22日(火)
- 投票日 7月27日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票

期 間 7月23日(水)～26日(土)
時 間 毎日 午前8時30分～午後8時
場 所 役場 第3会議室(3階)



開票

期 日 7月27日(日)
時 間 午後9時～
場 所 役場 大会議室(3階)

なお、町選挙管理委員会ホームページにて、
投票・開票速報を確認できます。



投票できる方

投票できる方は、次の要件を備え、令和7年7月21日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。

- 令和7年7月27日(選挙期日)現在で満18歳以上の方
(平成19年7月28日以前に生まれた方)
- 令和7年4月21日以前に本町に転入届をし、
引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている方

⚠ 下記に該当する方は投票できません。

- ・令和7年4月22日以後に本町に転入した方
- ・投票する前に町外に転出した方(選挙人名簿に登録されている方を含む)

問合せ先

大治町選挙管理委員会(役場 総務課) 内線125・150
✉ somuka@town.oharu.lg.jp



町HP



投票方法

この選挙は、**私たちの代表者を選ぶ大切な選挙**です。
投票方法については、次のとおりです。

投票所(選挙期日)

自分の属する投票区により、投票所が決まります。
投票所入場券で確認できます。



▲投票所案内

投票所入場券

1人につき1枚のはがきで発送します。

万一、投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所で係員にお申し出ください。投票所入場券がなくても、選挙権があり選挙人名簿に登録されている方は投票ができます。

期日前投票

期日前投票は、選挙期日前であっても、選挙期日と同様に投票用紙を直接投票箱に入れることができる制度です。
仕事、旅行、冠婚葬祭、出産や病気等による入院予定等、選挙期日当日に投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます。

投票日当日の混雑回避のため、期日前投票制度をご活用ください。

代理投票・点字投票

心身の故障その他事由により、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために代理投票が認められています。

また、目の不自由な方については、点字による投票をすることができます。投票所には備え付けの点字器があります。

代理投票および点字投票のいずれの場合も、投票所の係員にその旨をお申し出ください。なお、代理投票および点字投票は、期日前投票所においても行うことができます。

不在者投票

●滞在地での不在者投票

仕事や学業あるいは旅行等で、本町(名簿登録地)以外の市区町村に滞在している方は、その滞在先の市区町村選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

投票用紙等の郵送等に日数がかかりますので、できるだけお早めに大治町選挙管理委員会にお申し出ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル内のぴったりサービスからも請求が可能です。

●指定病院等での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設および保護施設、国立保養所等に入院・入所している方は、その施設内において不在者投票をすることができます。

投票用紙等の請求手続き等に日数がかかりますので、できるだけお早めに不在者投票管理者(病院の院長、施設の長・所長)に不在者投票をしたい旨をお申し出ください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が右表に該当する方、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方が利用できます。

この郵便等による不在者投票は、あらかじめ大治町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、その証明書を添付して**選挙期日の4日前(7月23日)までに投票用紙等の請求をしなければなりません**ので、お早めに大治町選挙管理委員会にお申し出ください。なお、郵便等による不在者投票における代理記載制度もあります。

障害名	手帳区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹		1級または2級	特別項症～第2項症
移動機能		1級または2級	
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、ぼうこう		1級または3級	特別項症～第3項症
免疫		1級～3級	
肝臓		1級～3級	特別項症～第3項症
区 分	介護保険被保険者証		
要介護状態区分	要介護5		

[※不在者投票関連の申請書等の様式は、大治町選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。]